

## 平成25年度天理市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度天理市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数	19,600 戸
(2) 年 間 総 排 水 量	8,271,616 m <sup>3</sup>
(3) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	管渠整備事業等 197,114 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	2,694,023 千円
第1項 営業収益	1,340,039 千円
第2項 営業外収益	1,353,983 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出	
第1款 下水道事業費用	2,704,861 千円
第1項 営業費用	2,110,780 千円
第2項 営業外費用	591,560 千円
第3項 特別損失	1,521 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,280,910千円は、過年度分損益勘定留保資金753,231千円及び当年度分損益勘定留保資金527,679千円で補填するものとする。)

収		入
第1款	下水道事業資本的収入	457,208 千円
第1項	負担金	51,484 千円
第2項	補助金	392,162 千円
第3項	長期貸付金回収金	3,562 千円
第4項	その他資本的収入	10,000 千円

支		出
第1款	下水道事業資本的支出	1,738,118 千円
第1項	建設改良費	241,849 千円
第2項	長期貸付金	10,000 千円
第3項	企業債償還金	1,482,663 千円
第4項	その他資本的支出	3,606 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 133,567 千円

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業運営を助成するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,695,873千円である。

平成25年3月5日 提出

天理市長 南 佳策